

第1回嬉野市議会定例会議案

平成23年3月2日提出

嬉 野 市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
1	平成23年3月2日	嬉野市下水道審議会条例の制定について	1
2	〃	嬉野市部設置条例の全部改正について	4
3	〃	嬉野市定住促進条例の一部改正について	7
4	〃	嬉野市国民健康保険税条例の一部改正について	9
5	〃	嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について	13
6	〃	嬉野市営公衆浴場条例の一部改正について	15
7	〃	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	17
8	〃	嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	19
9	〃	嬉野市総合支所設置条例の廃止について	21
10	〃	財産の処分について	23
11	〃	建設（土木・建築）工事請負変更契約の締結について	24
12	〃	建設（機械設備）工事請負変更契約の締結について	25
13	〃	平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）	別冊
14	〃	平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
15	〃	平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）	〃
16	〃	平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
17	〃	平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	〃
18	〃	平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）	〃
19	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）	〃
20	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）	〃

2 1	平成23年3月2日	平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算(第4号)	別冊
2 2	〃	平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
2 3	〃	平成23年度嬉野市一般会計予算	〃
2 4	〃	平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
2 5	〃	平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
2 6	〃	平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
2 7	〃	平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
2 8	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算	〃
2 9	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算	〃
3 0	〃	平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算	〃
3 1	〃	平成23年度嬉野市水道事業会計予算	〃

議案第1号

嬉野市下水道審議会条例の制定について

嬉野市下水道審議会条例を別紙のように制定する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共下水道事業及び農業集落排水事業の円滑な運営を図るため、条例を制定する必要がある。

嬉野市下水道審議会条例

(設置)

第1条 公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市下水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料を含む。）に関すること。
- (2) 下水道事業運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資

料の提出、説明を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第2号

嬉野市部設置条例の全部改正について

嬉野市部設置条例（平成20年嬉野市条例第3号）の全部を別紙のように改正する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政組織の改革に伴い、条例の全部を改正する必要がある。

嬉野市部設置条例

嬉野市部設置条例（平成20年嬉野市条例第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。

- （1） 総務部
- （2） 企画部
- （3） 健康福祉部
- （4） 産業振興部
- （5） 建設部

（事務分掌）

第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務部

- （1） 議会及び行政一般に関すること。
- （2） 財政に関すること。
- （3） 戸籍、住民基本台帳等に関すること。
- （4） 税に関すること。
- （5） 使用料等の収納に関すること。

企画部

- （1） 市政の総合企画に関すること。
- （2） 地域振興及び男女共同参画に関すること。

健康福祉部

- （1） 社会福祉に関すること。
- （2） 保健に関すること。
- （3） 医療保険及び国民年金に関すること。

産業振興部

- （1） 農林業に関すること。
- （2） 観光及び商工に関すること。

建設部

- （1） 道路、河川及び建築に関すること。
- （2） 都市計画に関すること。

- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 水道及び下水道に関すること。
- (5) 新幹線に関すること。

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

議案第 3 号

嬉野市定住促進条例の一部改正について

嬉野市定住促進条例（平成 20 年嬉野市条例第 19 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 23 年 3 月 2 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 定住人口の増加を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例

嬉野市定住促進条例（平成20年嬉野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年6月30日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

嬉野市国民健康保険税条例の一部改正について

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市国民健康保険税を改定し、嬉野市国民健康保険事業の健全な運営を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.3」を「100分の9.1」に改める。

第5条中「2万1,000円」を「22,700円」に改める。

第5条の2第1号中「3万3,000円」を「36,600円」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「18,300円」に改める。

第6条中「百分の2.1」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「5,000円」を「5,400円」に改める。

第7条の2第1号中「5,000円」を「5,600円」に改め、同条第2号中「2,500円」を「2,800円」に改める。

第8条中「100分の1.90」を「100分の2.1」に改める。

第9条中「7,900円」を「8,500円」に改める。

第9条の2中「4,600円」を「5,100円」に改める。

第23条第1号ア中「14,700円」を「15,890円」に改め、同号イ（ア）中「23,100円」を「25,620円」に改め、同号イ（イ）中「11,550円」を「12,810円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「3,780円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「3,920円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「1,960円」に改め、同号オ中「5,530円」を「5,950円」に改め、同号カ中「3,220円」を「3,570円」に改め、同条第2号ア中「10,500円」を「11,350円」に改め、同号イ（ア）中「16,500円」を「18,300円」に改め、同号イ（イ）中「8,250円」を「9,150円」に改め、同号ウ中「2,500円」を「2,700円」に改め、同号エ（ア）中「2,500円」を「2,800円」に改め、同号エ（イ）中「1,250円」を「1,400円」に改め、同号オ中「3,950円」を「4,250円」に改め、同号カ中「2,300円」を「2,550円」に改め、同条第3号ア中「4,200円」を「4,540円」に改め、同号イ（ア）中「6,600円」を「7,320円」に改め、同号イ（イ）中「3,300円」を「3,660円」に改め、同号ウ中「1,000円」を「1,080円」に改め、同号エ（ア）中「1,000円」を「1,120円」に改め、同号エ（イ）中「500円」を「560円」に改め、同号オ中「1,580円」を「1,700円」に改め、同号カ中「

920円」を「1,020円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。以下同じ。）の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの期間内における改正後の条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の9.1」とあるのは「100分の9.0」とし、改正後の条例第5条の規定の適用については、同条中「22,700円」とあるのは「21,600円」とし、改正後の条例第5条の2の規定の適用については、同条第1号中「36,600円」とあるのは「35,300円」とし、同条第2号中「18,300円」とあるのは「17,650円」とし、改正後の条例第7条の規定の適用については、同条中「5,400円」とあるのは「5,200円」とし、改正後の条例第7条の2の規定の適用については、同条第1号中「5,600円」とあるのは「5,400円」とし、同条第2号中「2,800円」とあるのは「2,700円」とし、改正後の条例第9条の規定の適用については、同条中「8,500円」とあるのは「8,100円」とし、改正後の条例第9条の2の規定の適用については、同条中「5,100円」とあるのは「4,900円」とし、改正後の条例第23条の規定の適用については、同条第1号ア中「15,890円」とあるのは「15,120円」とし、同号イ（ア）中「25,620円」とあるのは「24,710円」とし、同号イ（イ）中「12,810円」とあるのは「12,355円」とし、同号ウ中「3,780円」とあるのは「3,640円」とし、同号エ（ア）中「3,920円」とあるのは「3,780円」とし、同号エ（イ）中「1,960円」とあるのは「1,890円」とし、同号オ中「5,950円」とあるのは「5,670円」とし、同号カ中「3,570円」とあるのは「3,430円」とし、同条第2号ア中「11,350円」とあるのは「10,800円」とし、同号イ（ア）中「18,300円」とあるのは「17,650

円」とし、同号イ(イ)中「9,150円」とあるのは「8,825円」とし、
同号ウ中「2,700円」とあるのは「2,600円」とし、同号エ(ア)中「
2,800円」とあるのは「2,700円」とし、同号エ(イ)中「1,400
円」とあるのは「1,350円」とし、同号オ中「4,250円」とあるのは「
4,050円」とし、同号カ中「2,550円」とあるのは「2,450円」と
し、同条第3号ア中「4,540円」とあるのは「4,320円」とし、同号イ
(ア)中「7,320円」とあるのは「7,060円」とし、同号イ(イ)中「
3,660円」とあるのは「3,530円」とし、同号ウ中「1,080円」と
あるのは「1,040円」とし、同号エ(ア)中「1,120円」とあるのは「
1,080円」とし、同号エ(イ)中「560円」とあるのは「540円」とし、
同号オ中「1,700円」とあるのは「1,620円」とし、同号カ中「1,0
20円」とあるのは「980円」とする。

議案第5号

嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部改正
について

嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成対象を小学生まで拡大するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例

第1条中「乳幼児及び就学前児童」を「乳幼児並びに就学前児童及び小学生」に改める。

第2条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「乳幼児及び就学前児童」を「乳幼児並びに就学前児童及び小学生」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「小学生」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条中「乳幼児及び就学前児童医療費」を「乳幼児並びに就学前児童及び小学生医療費」に、「乳幼児及び就学前児童の」を「乳幼児並びに就学前児童及び小学生の」に改める。

第4条第3項中「就学前児童」の次に「及び小学生」を加え、同条第4項中「乳幼児及び就学前児童」を「乳幼児並びに就学前児童及び小学生」に改める。

第6条中「満6歳」を「満12歳」に改める。

第8条中「乳幼児及び就学前児童」を「乳幼児並びに就学前児童及び小学生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の規定は、平成23年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成から適用し、平成23年7月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第6号

嬉野市営公衆浴場条例の一部改正について

嬉野市営公衆浴場条例（平成21年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市営公衆浴場の使用料を改正し、利用拡大を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例

嬉野市営公衆浴場条例（平成21年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第15条関係）

種別	単位	区分	使用料	備考	
大浴場一般券	入場1回	70歳以上	300円	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生未満について、保護者同伴の場合には無料とする。 ・身体障害者等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。 	
		大人（中学生以上70歳未満）	一般		400円
			身体障害者等		300円
		こども（小学生）	一般		200円
身体障害者等	100円				
大浴場団体券（10人以上）	入場1回	大人（中学生以上）	330円		
		こども（小学生）	160円		
大浴場回数券	入場12回	大人（中学生以上）	4,000円		
		こども（小学生）	2,000円		
大浴場パスポート	年間入場	大人（中学生以上）	36,000円		
		こども（小学生）	18,000円		
貸切湯	50分		2,000円 又は大浴場回数券大人券5枚	<ul style="list-style-type: none"> ・介護又は介助が必要な者との同伴については、75分とする。 	
休憩室	入場1回	大人（中学生以上）	100円	<ul style="list-style-type: none"> ・大浴場又は貸切湯を使用した者については、無料とする。 	
		こども（小学生）	50円		

※上記料金には、消費税を含む。

※貸切湯使用の場合、入湯税を大人1人50円別途徴収する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第7号

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 平成23年4月1日から五町田・谷所地区農業集落排水処理施設の供用を開始するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1馬場下地区農業集落排水処理施設の項の次に次のように加える。

五町田・谷所地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字谷所乙3498番地3	鳥越、山口、永石、平山、茂手、鳥坂、下童、石垣、新村、三ヶ崎、福富、大牟田、真崎、袋、五町田第一、五町田第二、五町田第三、五町田第四、五町田第五
--------------------	--------------------	--

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第8号

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政組織の改革に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「処理させるため、」の次に「建設部に」を追加する。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

議案第9号

嬉野市総合支所設置条例の廃止について

嬉野市総合支所設置条例（平成18年嬉野市条例第7号）は、廃止する。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政組織の改革に伴い、条例を廃止する必要がある。

嬉野市総合支所設置条例を廃止する条例

嬉野市総合支所設置条例（平成18年嬉野市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 2 嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年嬉野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

議案第10号

財産の処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木甲2147番地 |
| 2 種別 | 宅地 |
| 3 処分予定面積 | 10,214.87平方メートル |
| 4 処分の方法 | 売買 |
| 5 処分予定価格 | 66,000,000円 |
| 6 契約の相手方 | 住所 嬉野市塩田町大字五町田甲1353番地1
氏名 社会福祉法人 たちばな会
理事長 小寺 大誠 |

理由 土地を処分したいので、議会の議決が必要である。

議案第11号

建設（土木・建築）工事請負変更契約の締結について

平成21年9月市議会定例会において議決を経た嬉野市農業集落排水資源循環統合補助事業五町田・谷所地区污水处理施設の建設（土木・建築）工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

記

契約金額の項中「310,758,000円」を「319,872,000円」に改める。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 工事設計の一部変更により、契約金額を変更する必要がある。

議案第12号

建設（機械設備）工事請負変更契約の締結について

平成21年11月市議会臨時会において議決を経た嬉野市農業集落排水資源循環統合補助事業五町田・谷所地区污水处理施設の建設（機械設備）工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

記

契約金額の項中「153,972,000円」を「156,660,000円」に改める。

平成23年3月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 工事設計の一部変更により、契約金額を変更する必要がある。